

## 別紙

## 建築物衛生法施行規則第4条に基づく水質検査項目及び水質基準値

検査項目名	水質基準	備考(実施回数及び実施時期)
一般細菌	集落数100/mℓ以下	6月以内ごとに1回実施 (9月及び3月に実施)
大腸菌	検出されないこと	
亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	
塩化物イオン	200mg/ℓ以下	
有機物(全有機炭素(TOC)量)	3mg/ℓ以下	
pH値	5.8以上8.6以下	
味	異常でないこと	
臭気	異常でないこと	
色度	5度以下	
濁度	2度以下	
鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	6月以内ごとに1回実施 ただし、検査結果が適合の場合は、 次回省略可(9月のみ実施) ※建築物環境衛生維持管理要領 第2飲料水の管理6その他(1)イ
亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	
鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	
銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	
蒸発残留物	500mg/ℓ以下	
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1年に1回実施 (9月に実施)
塩素酸	0.6mg/ℓ以下	
クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	
クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	
ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	
ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	
臭素酸	0.01mg/ℓ以下	
総トリハロメタン	総和0.1mg/ℓ以下	
トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	
ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	
ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	
ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	